

令和 3 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 3 年 11 月 30 日提出 追加議案第 1 号、第 2 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市桜が咲き誇る ^ま ち ^ち づくり基金条例の一部改正について	P 3
2	令和3年度さくら市一般会計補正予算（第8号）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 5
4	さくら市桜が咲き誇る ^ま ち ^ち づくり基金条例の一部を改正する 条例案新旧対照条文	P 6

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件及び予算 1 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市桜が咲き誇る^ま^ち小都市づくり基金条例の一部改正についてであります。

本案は、基金の活用方法として桜に関連する事業に加え、花と緑に関連した事業を追加するため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 7,693 万 2 千円を追加し、予算の総額を 200 億 6,476 万 7 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 3 億 7,500 万円、子育て世帯への臨

時特別給付金事務費補助金 193 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、住民情報関連システム管理事業費 115 万 6 千円、3 款民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費 3 億 7,577 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金条例 (平成30年さくら市条例第18号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>さくら市桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市づくり基金 条例 (設置) 第1条 本市の市名にふさわしい、桜と花と緑に彩られた 景観の創出等、市民が郷土を誇ることができる まちづくりの施策 (以下「桜が咲き誇り花と緑で彩 る小都市づくり」という。) に要する経費の財源を確 保するため、さくら市桜が咲き誇り花と緑で彩る 小都市づくり基金 (以下「基金」という。) を設置す る。 (積立て) 第2条 基金には、次に掲げるものを積み立てるもの とする。 (1) 略 (2) 桜が咲き誇り花と緑で彩る小都市づくりに係 る事業への充当を指定する寄附金 (処分) 第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合 に限り、これを処分することができる。 (1) 略 (2) 花と緑で彩る小都市づくりに係る事業の財源 に充てるとき。 (3) 略</p>	<p>さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金 条例 (設置) 第1条 本市の市名にふさわしい、桜に彩られた 景観の創出等、市民が桜を誇ることができる まちづくりの施策 (以下「桜が咲き誇る 小都市づくり」という。) に要する経費の財源を確 保するため、さくら市桜が咲き誇る 小都市づくり基金 (以下「基金」という。) を設置す る。 (積立て) 第2条 基金には、次に掲げるものを積み立てるもの とする。 (1) 略 (2) 桜が咲き誇る小都市づくりに係 る事業への充当を指定する寄附金 (処分) 第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合 に限り、これを処分することができる。 (1) 略 (2) 略</p>